

「(仮)仙台市特別支援教育推進プラン2023」中間案(素案)

仙台市教育委員会

目次

第1章 本プラン策定の趣旨と位置付け

- 1 策定の趣旨
- 2 本プランの位置付け
- 3 本プランの期間

第2章 障害のある子どもたちを取り巻く現状

- 1 国の動向
- 2 仙台市の状況

第3章 「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」の取組状況と課題

- 1 テーマ「ふかめる」
- 2 テーマ「つくる」
- 3 テーマ「たかめる」
- 4 テーマ「つなぐ」

第4章 本プランの基本方針

- 1 仙台市の特別支援教育が目指す理念
- 2 基本的な考え方
- 3 本プランの全体像
- 4 施策の体系

第5章 各施策及び具体的取組

- 1 基本方針Ⅰ ふかめる
「多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校・地域を目指します」
- 2 基本方針Ⅱ たかめる
「学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学びにつなげます」
- 3 基本方針Ⅲ つくる
「持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます」
- 4 基本方針Ⅳ つなぐ
「学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心に、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します」

第6章 本プランの推進にあたって

- 1 本プランの達成状況の点検及び評価
- 2 多様な主体とのパートナーシップの強化による取組の推進
- 3 課題やニーズに応じた的確な対応

資料編

第 1 章 本プラン策定の趣旨と位置付け

1 策定の趣旨

本市では、平成 18 年度にまとめた「仙台市における特別支援教育の在り方について（最終報告）」に基づき、草創期の特別支援教育を推進してきました。その後、特別支援教育を取り巻く状況の変化や国の障害者施策の進展等を踏まえ、平成 30 年 3 月、「大切なひとり共に生きるみんな」を理念とした「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」（以下、「プラン 2018」と略記します）を策定し、施策を展開してきました。

プラン 2018 が令和 4 年度で終了することに加え、令和 3 年 4 月には、「第 2 期仙台市教育振興基本計画^{※1}」の後継プランとして「仙台市教育構想 2021」が策定され、本市教育の基本理念や基本方針が新たに定められたことから、本市の特別支援教育施策の基本的な方針について改めて検討すべき時機を迎えています。

このような状況を踏まえ、本市が目指す特別支援教育の実現に向け、今後 5 年間の施策の方向性を示す「（仮）仙台市特別支援教育推進プラン 2023」（以下、「本プラン」と略記します）を策定するものです。

2 本プランの位置付け

本プランは、「仙台市教育構想 2021」（令和 3 年度～令和 7 年度）を上位計画とする、特別支援教育推進のための施策に関する基本計画として位置付けています。

「仙台市教育構想 2021」では、本市の教育における基本理念として「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を掲げ、変化が著しい時代の中で困難に向き合ったときにも、強い意志や知恵で乗り越える「たくましさ」と、柔軟に対応する「しなやかさ」を持ち、相互に支え合いながら自立して生きていく力を育むことを目指しています。特に、基本方針Ⅲ「個性に応じた一人一人の学びを促し、長所を引き出す学校教育」では、「多様性に応じた教育機会の確保」を掲げ、特別支援教育の充実に向けた施策に取り組むこととしています。

こうした考えのもと、本プランでは、障害のある子ども一人ひとりが適切な学びの機会を享受し、自立と社会参加に向けて能力を最大限に発揮できるよう、関係機関等と連携を図りながら必要な教育資源を創出していくとともに、引き続き、共生社会の実現を目指してインクルーシブ教育システム^{※2}の推進を図ってまいります。

3 本プランの期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

※1 教育振興基本計画：教育基本法の規定により、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために策定する基本計画で、政府が作り国会に報告することになっている。地方公共団体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を策定するように努めなければならないことになっている。

※2 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

第2章 障害のある子どもたちを取り巻く現状

1 国の動向

(特別支援教育の開始)

我が国の特別支援教育は、平成 19 年 4 月から本格的に開始されました。それ以前に行われてきた「特殊教育」は、障害の種類や程度に応じて、養護学校や特殊学級などの特別な場で指導を行っていましたが、特別支援教育では、その対象を通常の学級に在籍している、発達障害のある児童生徒にまで広げ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導が行われるようになりました。

(共生社会とインクルーシブ教育システム)

その後、平成 23 年 8 月の改正障害者基本法の成立、平成 24 年 7 月の中教審初等中等教育部会報告、平成 26 年 1 月の障害者権利条約批准等により、「共生社会の実現」が国策として位置づけられるようになり、教育分野においては、障害のある子どもも障害のない子どもも可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図る、いわゆる「インクルーシブ教育システムの構築」が重要な施策の指針となっています。

(個別の教育支援計画と個別の指導計画)

また、平成 28 年 8 月の発達障害者基本法の改正、平成 30 年 8 月の学校教育法施行規則の改正により、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成の推進や、個別の教育支援計画作成における関係機関との情報共有の制度化が図られました。

(関係機関の連携の重要性)

さらに、障害のある子どもの支援に関する教育と福祉の連携について、平成 30 年 3 月に文部科学省と厚生労働省が取りまとめた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援の取組を充実させることが掲げられ、障害のある子どもにかかわる関係機関等が連携していくことの重要性が示されています。

(学習指導要領における要配慮児童生徒に関する表記)

平成 29 年 3 月に公示された小中学校の現行の学習指導要領では、「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」に関する事項が明記され、教科ごとの指導の工夫が例示されています。

(医療的ケア児支援法)

平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるように、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が義務付けられました。加えて、令和 3 年 9 月には医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の支援について、国や地方公共団体の責務を規定しました。

2 仙台市の状況

(特別支援教育の草創期の取組)

本市においては、特別支援教育の本格実施に先駆けて、平成 18 年 4 月、特別支援教育実践研究協力校の事業を開始し、各校における特別支援教育の普及と充実を図ってきました。また、特別支援教育の草創期にあたる平成 19 年 4 月には、当時、懸案となっていた通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育について、小学校 3 校、中学校 1 校で LD・ADHD 等通級指導教室モデル事業を開始しました。

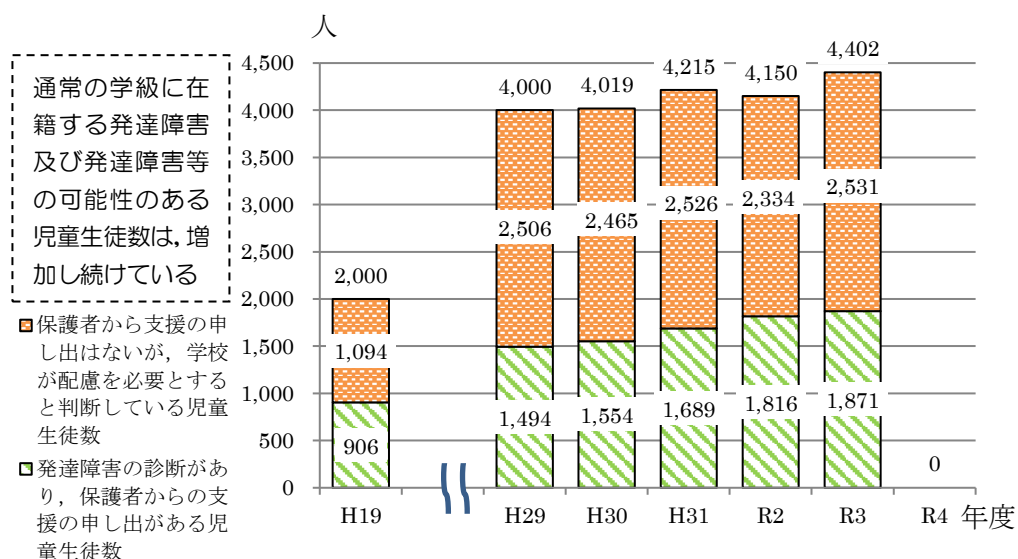
(障害理解・障害者理解の推進)

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに合わせ、本市においても「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を同年 4 月より施行し、障害理解・障害者理解の推進が図られてきています。

(障害のある児童生徒の数の増加)

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数は減少傾向にありますが、特別支援教育を受ける児童生徒数は、プラン 2018 が策定された平成 29 年度以降も増加しています。小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒については、平成 29 年度比で 402 名の増加となっています(令和 3 年度)。

小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数の推移



また、LD・ADHD 等通級指導教室への通級児童生徒については、増加傾向が更に顕著で、平成 29 年度比でおよそ 3 倍の増加となっています(令和 4 年度)。

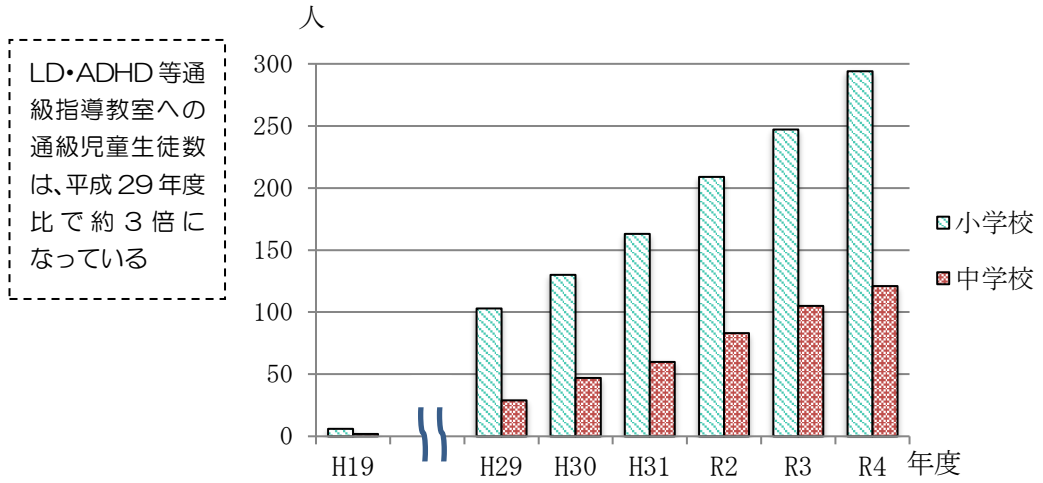
平成 30 年 4 月に、高等学校等における通級による指導が制度化され、本市においても令和 2 年度より指導が開始されています。

特別支援学級に在籍する児童生徒数も増加しており、特別支援教育を担う人材を確実に確保していく必要があります。令和 4 年度状況をみると、特別支援学級担任のおよそ 6 割が、特別支援教育経験年数は 6 年未満であり、引き続き、指導力の向上を図る取組が求められています。

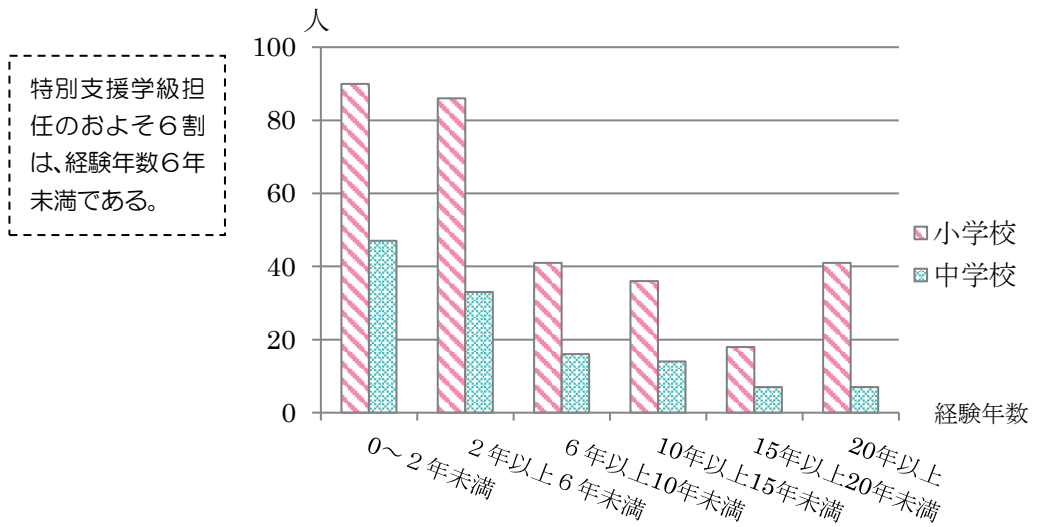
(GIGA スクールの推進)

このほか、令和2年4月には、国からGIGAスクール構想が示され、本市においても一人一台端末が実現するとともに、令和4年4月からはICT支援員が全校に配置されています。

LD等通級指導教室への通級指導生徒数の推移



令和4年度特別支援学級担任の特別支援教育経験年数



第3章 「仙台市特別支援教育推進プラン2018」の取組状況と課題

本市では、「大切なひとり 共に生きるみんな」の実現に向け、私たち市民が育てたい子ども像を「認め合い、学び合う仙台の子ども」とし、平成30年度から、次の四つのテーマに沿って特別支援教育の施策を展開してきました。

以下では、これまでの取組状況をテーマごとに振り返り、課題や今後の展望を示しています。

1 テーマ「ふかめる」

(1) 障害理解教育の推進

取組状況

- 毎年、市立小中学校10校において心のバリアフリー推進事業を実施しました。取組を通して、児童生徒には障害者に対する考え方の変容が見られ、他者理解を深めました。
- 障害理解教育に資する啓発資料の作成、ともに生きるプログラムやココロンスクールの実施等を通して、児童生徒や教職員の障害理解や障害者理解を深めてきました。
- 小中学校においては人権教育資料を用いた障害理解教育を推進しています。

	プラン2018計画期間中に作成・配付した啓発資料
平成30年度	「共に生きるみんな」
令和元年度	「気づいて認めて支えて」
令和2年度	「仙台市の特別支援教育（令和2年度版）」
令和3年度	「学校における合理的配慮の提供（小学校編）」
令和4年度	「学校における合理的配慮の提供（中学校・高等学校編）」（予定）

課題・今後の展望

- ◆各学校への障害理解教育に関するプログラムの情報発信力を高め、今後も障害理解教育の推進を図っていくことが必要です。取組に当たっては、障害のある児童生徒の情報共有を日常的に行うことが障害理解のつながるという視点を持ちながら、児童生徒に対する障害理解教育、教職員に対する障害理解・障害者理解を充実させていくことが必要です。

(2) 様々な障害の理解促進

取組状況

- 特別支援教育コーディネーター養成研修、実践研究協力校報告会等の各種研修会や専門家チームによる検討会において、愛着障害など新たに課題となっている障害について教職員の理解促進を図りました。その結果、児童生徒の行動の背景を理解しようとする視点が広く浸透し、教職員の対応力も徐々に向上してきています。

課題・今後の展望

- ◆より対応が難しい事例についても、児童生徒の障害や発達特性等を正しく理解し、的確な背景理解のもと有効な支援につなげていくことが望まれます。
- ◆今後も各学校において校内における特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターの養成研修のほか、現在実施している管理職研修、その他教員を対象とした各種研修において、学校の教育力や教員の指導力を高める観点から継続的に障害の理解促進を図っていく必要があります。

(3) 交流及び共同学習の充実

取組状況

- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会や実践研究協力校報告会での実践報告、心のバリアフリー推進事業の実施等を通して、交流及び共同学習の好事例を紹介し、市内各校における取組を促してきました。
- 居住地校交流では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた取組として、オンラインによる交流や作品や手紙の交換等による間接交流など、新たな形態での交流を行いました。

課題・今後の展望

- ◆毎年度10校ずつ心のバリアフリー推進事業を活用した交流及び共同学習に取り組んだことで、相互理解の着実な成果が見られており、今後も実施校を拡大していくことが望まれます。
- ◆新しい生活様式における交流としてオンラインや間接的な交流については今後も取組の継続及び充実が期待されます。

(4) 保護者・市民への啓発

取組状況

- 地域での理解促進をテーマとした実践研究協力校報告会での実践報告、市民団体との共催による児童生徒作品展の開催等を通して、特別支援教育の理解を広げてきました。
- 令和3年度には新規事業として特別支援教育フェスティバルを開催し、特別支援教育の概要や障害理解・障害者理解に関する理解促進を図りました。

課題・今後の展望

- ◆本プランの計画期間の後半は、コロナ禍により活動の変更や中止を余儀なくされることも多くありましたが、学校の工夫により近隣校と協働し、地域の中で児童生徒の作品展等を開催することを通して保護者や市民への理解促進を図っている事例もあることから、今後も新しい生活様式による取組を充実させていく必要があります。必要があります。
- ◆市民団体との共催による児童生徒作品展は保護者、市民の理解啓発を促す有効な取組であり、今後も継続していく必要があります。

2 テーマ「つくる」

(1) 多様な学びの場の充実

取組状況

- LD・ADHD等通級に関して、それまで市就学支援委員会の審議前に実施していた通級指導教室担当者と本人・保護者の教育相談を、通級による指導開始後に行うことにし、指導までの期間の短縮化を図りました。
- 平成30年度から令和2年度までの試行期間を経て、令和3年度から通級巡回指導モデル事業を開始しました。対象児童生徒及び保護者の通級指導校への通学負担の軽減、通級指導校と在籍校との密な連携の実現などの成果を得ています。

	通級巡回指導モデル校
令和3年度	小学校：七北田小／中学校：八乙女中
令和4年度	小学校：七北田小・沖野小／中学校：八乙女中

課題・今後の展望

- ◆義務標準法改正により、平成29年度から10年かけて通級担当教員が基礎定数化（毎年度5月1日現在の通級児童生徒数13人あたり1人の教員配当）されることになり、今後児童生徒数の推移に応じて安定的に教員が確保される見通しとなりました。今後も、令和3年11月にまとめられた「仙台市の就学支援の在り方について（最終報告）」を踏まえながら、多様な学びの場を柔軟に選択、活用できる体制づくりを推進していく必要があります。

(2) 管理職のリーダーシップによる体制の充実

取組状況

- 毎年度、教育センターが実施する管理職研修において、特別支援教育に関する施策の概要説明や喫緊の課題、特別支援教育推進に係る校内での管理職の役割等について外部有識者等による講義を行ってきました。
- 指導主事等による学校訪問、専門家チームによる校内検討会において、管理職がリーダーシップを発揮できるよう取組の方向性を示したり、関係機関との連携の進め方について助言したりしました。

課題・今後の展望

- ◆特別支援教育を担当した経験のある管理職の割合は高いとは言えない状況であることから、管理職がリーダーシップを発揮して校内体制を構築していけるように、今後も管理職に対する研修等を充実させていく必要があります。

(3) 校内就学支援体制の充実

取組状況

- 現在、全ての市立小中学校が校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを推進役とした就学支援体制を整えています。
- 校内での円滑な就学支援に資するため、教育委員会が年度初めに、就学支援に関する事

務説明会を実施するとともに、「令和2年度版仙台市の特別支援教育」「就学支援の手引き」「個別の教育支援計画作成のための基礎資料」等の刊行物や資料を作成し、各学校に提供してきました。

○令和2年度からは、上記の就学支援に係る取組に加え、オンデマンドによる解説も併用し、校内の就学支援の充実に努めています。

課題・今後の展望

◆特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、管理職等については各種研修の受講や刊行物等の活用により、就学支援や教育相談に関する資質向上を図ってきましたが、今後は更に全ての教員が特別支援教育の視点を踏まえた指導・支援を行っていただけるような研修の在り方を検討していく必要があります。

(4) 多様なニーズに対応するための支援体制の充実

取組状況

○児童生徒の教育的ニーズに応じて、特別支援教育指導補助員、特別支援学級指導支援員、特別支援教育介助員、看護師、作業療法士（Occupational Therapist：以下、「OT」と略記します）、理学療法士（Physical Therapist：以下、「PT」と略記します）、言語聴覚士（Speech Therapist：以下、「ST」と略記します）等を配置してそれぞれの学びの場の充実に努めてきました。令和4年度現在、6名以上在籍する全ての知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級と、在籍児童生徒が複数名いる肢体不自由特別支援学級に特別支援学級指導支援員もしくは特別支援教育指導支援講師を配置しています。特別支援教育介助員及び看護師については対象となる全ての児童生徒に配置しています。

	支援員等の配置数（予算ベース）
平成30年度	補助員201名／支援員71名／介助員5名
令和元年度	補助員201名／支援員71名／介助員5名
令和2年度	補助員201名／支援員71名／介助員7名
令和3年度	補助員201名／支援員71名／介助員7名
令和4年度	補助員208名／支援員97名／介助員8名

※看護師は全ての要医療的ケア児に配置

○令和3年度から、各学校に配置している看護師に対する指導的な立場の職員である指導看護師を教育委員会内に1名配置し、医療的ケア児に対する支援の充実に努めています。

○配置した各職員に対しては年間計画に基づき専門性に応じた研修をそれぞれ実施しています。

○病気療養児に対する遠隔教育の環境整備及び運用体制を整えたことにより、入院中の児童生徒の学習機会が確保されるようになりました。当該児童生徒が在籍校の学級担任等とオンラインでつながることで、学習意欲の向上につながっています。

課題・今後の展望

◆個別の教育的ニーズを踏まえた安定した学校生活を支援するため、引き続き、特別支援教育指導補助員、特別支援学級指導支援員、特別支援教育介助員、OT、PT、ST等を適切に配置し、その活用の充実に努めていきます。

(5) 合理的配慮と基礎的環境整備の提供

取組状況

- 教員を対象とした各種研修会の実施や啓発資料の作成・配付等により、基礎的環境整備と合理的配慮の提供に関する理解促進を図ってきました。また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた授業づくりと関連させながら、合理的配慮の提供についての理解を深めてきました。
- GIGAスクール構想の実現に向けた取組の一環として、義務教育段階での一人一台端末(タブレット)が配備されました。また、デジ教科書が使用できるように学習環境を整えました。

課題・今後の展望

- ◆基礎的環境整備と合理的配慮の提供については、「周知」の段階から具体的な取組をいかに進めていくかという段階に移行してきました。各授業場面において個別の指導計画に基づく合理的配慮を適切に提供していくこと、ICTを活用した合理的配慮の実践例等を蓄積し、市内各校で情報を共有することなど、今後、更なる実践の積み重ねが必要です。

(6) 特別支援教育コーディネーターの活動の充実

取組状況

- 各校園の特別支援教育コーディネーターの一堂に会して情報共有や研修等を行う「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」に、幼稚園・保育所・児童館担当者等を加え、情報交換や合同研修等を行っています。本協議会は本市独自のシステムであり、各中学校区における特別支援教育推進の貴重な教育資源となっています。
- 特別支援教育コーディネーターの養成については、中長期的な視点に立った計画的な人材養成が必要であることから、特別支援教育コーディネーター養成研修を受講する教員の推薦条件を一部緩和するとともに、受講内容の精選化を図り、新たな人材が受講しやすくしました。

課題・今後の展望

- ◆ほとんどの特別支援教育コーディネーターが学級担任等の校務を兼任しており、時間的な制約から十分なコーディネート機能を発揮できない例が多く見られます。特別支援教育コーディネーターの活動をより充実させるための、条件整備について今後も継続して検討していく必要があります。
- ◆教員の世代交代が進むことが見込まれることから、特別支援教育コーディネーターの年齢構成の偏りを是正する工夫を行いつつ、今後も毎年度 90 名程度の特別支援教育コーディネーターを養成していく必要があります。

(7) 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実

取組状況

- 市立小中学校に OT、PT、ST 及び担当教員を派遣し、個別の指導計画の作成や校内環境調整に関する助言を行った。令和 2 年度からは、節目に当たる学年である小 1、小 4、中 1 の児童生徒が在籍する全ての肢体不自由特別支援学級に、OT、PT が訪問し、担任への

助言を行うなど指導の充実を図っています。

- 市立学校教員向けの研修や保護者対象の研修を実施しました。教員向けの研修では、日々の指導に直結する内容の研修を実施するとともに、令和3年度からはコロナ禍における新たな取組として研修動画のWEB配信を開始しました。

課題・今後の展望

- ◆現在行っている市立小中学校からの要請に基づくOT、PT、STによる学校訪問や、研修会の実施を継続するとともに、障害が重い児童生徒が学ぶ特別支援学級を訪問し、鶴谷特別支援学校が有するノウハウを生かした助言や支援を行うなどの取組を検討していきます。
- ◆WEB配信を利用した研修等、新たな取組を充実させていくとともに、市内小中学校の特別支援学級担任が受講しやすい時期に研修を設定したり、ニーズに応じて研修内容の見直しを図ったりするなど、センター的機能を更に充実させていきます。

(8) 高等学校等における特別支援教育体制の充実

取組状況

- 毎年、全ての高等学校・中等教育学校が実践研究協力校の認定を受け、各校の課題に応じた校内研修等を行ってきました。
- 通級による指導については他都市先進校の視察を行い、令和2年度から仙台大志高等学校において通級による指導を開始しました。自校通級及び巡回指導方式による指導を実施しており、いずれも運用状況に支障はなく、単位認定も行えました。

課題・今後の展望

- ◆高等学校においても徐々に特別支援教育への理解が浸透してきていますが、まだ十分とは言えないため、今後更に理解促進の取組を行っていく必要があります。
- ◆高等学校等における通級による指導については、活用事例そのものが少なく、認知度が低い状況です。そのため、潜在的なニーズをもつ生徒が適切に支援に結びつくようにするため、中学校段階から、高等学校等における通級指導のシステムに関する情報の提供を行っていく必要があります。

3 テーマ「たかめる」

(1) 教員の指導力の向上

取組状況

- 令和2年度から多層指導モデル MIM を全市立小学校に導入し、担当職員への研修を行いました。また大学との連携による読み書きに困難のある児童生徒への支援充実モデル事業を小学校4校、中学校2校で実施し、実践的研究を推進してきました。その結果、モデル事業の対象となった小中学校においては、通常の学級を担当する教員が、読み書きに困難のある児童生徒の理解と対応について示唆を得ることができました。
- 特別支援教育実践研究協力校については、1回以上認定を受けたことがある学校の割合が90%を超え、所期の事業目的は達成したと考えられます。

	実践研究協力校 (1回以上認定を受けた学校の割合)
平成30年度	小学校89% / 中学校71%
令和元年度	小学校93% / 中学校73%
令和2年度	小学校97% / 中学校83%
令和3年度	小学校99% / 中学校90%
令和4年度	小学校99% / 中学校91%

課題・今後の展望

- ◆特別支援学級担任の中には特別支援教育経験の浅い教員が多いことから、指導力の向上が一つの課題となっています。パワーアップサポート事業等を通して、指導力向上に向けた取組を継続する必要があります。特に、学級数が少ない障害種（弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱）においては、同職種の教員同士で研修する機会が他の障害種に比べて少ないことから、担任の指導力の向上に向けた取組を充実させていく必要があります。

(2) 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力の向上

取組状況

- 学校訪問、パワーアップサポート事業（令和3年度：52回実施）等を通して、指導主事や特別支援教育の経験豊かな退職教員等が特別支援学級担任、通級指導教室担当者の授業を見学し、学級経営の在り方や教育課程の編成、学習指導等について助言、指導を行いました。また、学校の要請に基づき、発達障害児教育検討専門家チーム、学校生活支援巡回相談において外部専門家等を派遣し、対象となる児童生徒への対応や学校体制の在り方等について助言、指導を行いました。その結果、派遣先の学校においては組織としての対応力が向上し、当該児童生徒の状態の改善が見られました。
- 本市では、教員採用試験における特別支援学校教諭免許状保持者への加点制度を取り入れて、特別支援教育に携わる人材の確保を図っています。

課題・今後の展望

- ◆特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒は年々増加し、それに伴い担当する教員の確保と指導力を向上させるための取組が必要です。今後も、各種研修、指導主事等による学校訪問、資料配付等を通して、人材育成を図っていく必要があります。

(3) 通級による指導の充実

取組状況

- 事業計画に基づき、通級による指導を担当する教員を対象とした専門的な研修を行ってきました。受講者自らが研修テーマを設定し、主体的に研究を進める活動を取り入れるなどの工夫を行ったほか、令和2年度以降は感染症対策のため、研修時間の短縮、研修方式の変更（動画を視聴し検討会を行うなど）を行いながら対応してきました。
- 新担当者については指導主事等が直接授業の様子を見学し、指導助言を行いました。各担当者は通級による指導の基礎的な知識や指導における技能を効果的に身に付けることができ、指導の充実につながっています。

課題・今後の展望

- ◆通級による指導を受ける児童生徒の数は年々増加しており、指導者の育成は大きな課題となっています。中長期的な展望のもと、今後も各種研修等により担当者の力量を高めしていく取組が必要です。

(4) 鶴谷特別支援学校の教育力の向上

取組状況

- 国立特別支援教育総合研究所専門研修（2か月間）に職員を派遣し、研修で得た知見を校内研修に役立てました。
- 実践研究協力校において、センター的機能を踏まえた情報発信の充実に関する取組を行い、報告会において市立小中学校の教員に成果を発信しました。
- 新学習指導要領に基づく教育課程の見直しを行うとともに、適切な学習評価に結び付けるための検討を行いました。
- 鶴谷特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持率は毎年度8割前後で推移しています。

課題・今後の展望

- ◆本市で唯一の特別支援学校である鶴谷特別支援学校は、市立学校のニーズに応じ、適切な助言、情報提供を行うなど、センター的機能を十分に発揮していくためにも、教員の専門性の向上が一層求められる。
- ◆これまで校内研修等を活用した教育課程の見直しを実施してきたが、今後は新たに教育課程に関する教育委員会によるヒアリングを実施し、より適切で児童生徒の実態に即した教育課程の編成と運用がなされるよう取り組む必要があります。

4 テーマ「つなぐ」

(1) 学校・家庭・地域社会の連携の充実

取組状況

- 障害理解推進のための啓発資料の作成と配付、特別支援教育フェスティバルにおける特別支援教育コーディネーターの役割紹介、実践研究協力校における地域交流に関する実践事例の紹介等を通して、特別支援教育コーディネーターの存在が広く知られるようになりました。
- 鶴谷特別支援学校においては「ひまわりの丘」の名称で地域との交流活動を実施しました。花壇の植栽や清掃活動などを通して地域の方々との双方向での交流実践を続けています。

課題・今後の展望

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域の方々と児童生徒との直接的な関わりが制限されていますが、その一方で交流のオンライン化が進むなど、それを補う取組が着実に進んできています。これらの新たな取組も加えながら、交流の在り方や進め方について、持続可能な方法を模索していくことが望まれます。

(2) 関係機関の相互連携の強化

取組状況

- 子供未来局と連携し、「5歳児のびのび発達相談」担当者との情報共有等を行っています。就学支援に関する情報を共有したことにより、就学前の幼児を担当する職員が「障害をもつ新就学児の教育相談会」や入学後の就学支援等に関する理解を深めることができました。
- 学校と児童館・放課後等デイサービス事業所等との連携については、必要に応じて個別の事例ごとに連携が図られてきています。
- 子供未来局児童クラブ推進課、健康福祉局障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター、特別支援教育課による協議会を実施し、障害のある児童生徒の放課後の支援に関し、関係機関の連携の在り方等について継続的に検討を行っています。

課題・今後の展望

- ◆子供未来局との連携を更に強化し、就学前の幼児の保護者が早期から就学支援に関する情報を適切に得ることができるような体制を作っていく必要があります。
- ◆児童館や放課後等デイサービスを利用する児童生徒数は増加傾向にあり、児童生徒の生活の場である家庭、学校、放課後の活動の場とのつながりを更に深めていくことが必要です。
- ◆関係機関においてそれぞれに作成される当該児童生徒に関する計画が相互に関連性を持ち、指導、支援に生かされるための具体的な方策について検討していくことが望まれます。

(3) いじめの防止・不登校等予防への対応

取組状況
<p>○教育相談課が主管する生徒指導推進資料（いじめ対策のためのハンドブック）の編集過程に特別支援教育課指導主事が参加し、配慮を要する児童生徒への対応に関する内容を盛り込みました。同資料は市立学校の全教職員に配付し、いじめの防止に向けた取組に生かされました。</p> <p>○特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、特別支援教育コーディネーター、不登校支援コーディネーター、いじめ対策担当が連携して指導に当たっている実践事例について紹介しました。</p>
課題・今後の展望
<p>◆個別の配慮を必要とする児童生徒は、対人関係や環境の変化等によるストレスを適切に表現できない場合があることから、いじめや不登校の前兆を的確に捉えられるよう、教員一人ひとりの力量の向上が求められます。</p> <p>◆特に、発達に課題があり配慮を要する児童生徒のいじめ・不登校の課題については、一人ひとりの背景理解を十分に行い、関係機関と連携を図りながら適切に対応していく必要があります。</p>

(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進

取組状況																									
<p>○特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒の全員について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、有効に活用するよう努めています。</p> <p>○各計画の作成については、指導主事等が適宜学校訪問時に指導助言を行ってきました。</p> <p>○小学校が「個別の教育支援計画」を用いて中学校に引継ぎを行っている割合は、令和3年度では99%（通級の児童生徒は87%）となっており、作成と活用が十分に進んでいます。</p> <p>○通常の学級に在籍し、発達障害の診断があり、保護者から配慮の申し出がある児童生徒における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率はいずれも増加傾向にあります。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">個別の教育支援計画の作成率</th> <th colspan="2">個別の指導計画の作成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>小学校29.7%</td> <td>中学校20.0%</td> <td>小学校58.2%</td> <td>中学校26.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>小学校65.3%</td> <td>中学校48.0%</td> <td>小学校86.4%</td> <td>中学校56.8%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>小学校69.4%</td> <td>中学校70.0%</td> <td>小学校85.8%</td> <td>中学校73.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>小学校76.3%</td> <td>中学校69.0%</td> <td>小学校89.4%</td> <td>中学校74.7%</td> </tr> </tbody> </table>		個別の教育支援計画の作成率		個別の指導計画の作成率		平成30年度	小学校29.7%	中学校20.0%	小学校58.2%	中学校26.5%	令和元年度	小学校65.3%	中学校48.0%	小学校86.4%	中学校56.8%	令和2年度	小学校69.4%	中学校70.0%	小学校85.8%	中学校73.7%	令和3年度	小学校76.3%	中学校69.0%	小学校89.4%	中学校74.7%
	個別の教育支援計画の作成率		個別の指導計画の作成率																						
平成30年度	小学校29.7%	中学校20.0%	小学校58.2%	中学校26.5%																					
令和元年度	小学校65.3%	中学校48.0%	小学校86.4%	中学校56.8%																					
令和2年度	小学校69.4%	中学校70.0%	小学校85.8%	中学校73.7%																					
令和3年度	小学校76.3%	中学校69.0%	小学校89.4%	中学校74.7%																					
課題・今後の展望																									
<p>◆「個別の指導計画」については実際の指導に十分生かされていない事例が散見されるため、今後も活用の推進を図っていく必要があります。</p>																									

(5) 幼保小・小中・中高の連携強化

取組状況

- サポートファイル*¹は「障害のある新就学児の教育相談会」等において毎年 200 名近くの保護者が持参しており、積極的に活用されています。
- 中高連携サポートシート*²の活用については年々増加傾向にあり、支援の必要な一定程度の生徒に対してシートを活用した引継ぎを行うことができました。また、中学校独自の様式による高等学校への引継ぎも行われています。
- 「個別の教育支援計画」等を活用した引継ぎの重要性は十分浸透してきていると考えられます。

*1 サポートファイル…特別な支援や配慮を要する子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられるよう、保護者と相談機関、医療機関、学校等の関係者（機関）が子どもの情報を共有することを目的に、本市において活用しているファイル。

*2 中高連携サポートシート…発達障害があつて特別な支援や配慮が必要な生徒について、高等学校における適切な支援につなげるため、保護者の希望を前提にして中学校と高等学校の間で引き継ぐ際に使用するシート。

課題・今後の展望

- ◆幼保・小・中・高等学校等の縦のつながりとともに、放課後等デイサービス等との横のつながりを充実させていくためにも、引継ぎにおける「個別の教育支援計画」等の活用方法について学校間や関係機関との間で情報を共有する必要があります。
- ◆特別支援教育コーディネーターに実施したアンケート結果から、多くのコーディネーターが児童生徒の「進路」に対して高い関心を持っており、適切な進路指導を行うための資質を備えたいと考えています。このようなニーズに応じるために、各ライフステージの連携を更に強化し、情報を共有していく必要があります。

(6) 「仙台自分づくり教育」・就学支援の推進

取組状況

- 特別支援教育課だより「ONE POINT」において「仙台自分づくり教育」をテーマに、進路に関する情報を掲載しました。
- 鶴谷特別支援学校の教育課程編成については、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、「仙台自分づくり教育」との関連性をより明確にしました。
- 特定非営利活動法人「エイブルアートジャパン」主催の「共に学びともに育つ！せんだい・まなびやネットワーク構築モデル事業」に参加し、児童生徒の生涯学習に関する意見交換を行いました。

課題・今後の展望

- ◆障害のある児童生徒が生涯にわたり主体的に学び続けられるような支援の在り方等について、生涯学習施策とも連携した、ライフステージに応じた切れ目ない支援について更に充実させていく必要があります。

第4章 本プランの基本方針

1 仙台市の特別支援教育が目指す理念

大切なひとり 共に生きるみんな

本プランでは、プラン 2018 の基本理念を継承し、これからの本市の特別支援教育が目指すものを、「大切なひとり 共に生きるみんな」と定め、子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として、今後の施策を展開していきます。

2 基本的な考え方

(1) 本プランの特徴

プラン 2018 で掲げた四つのテーマを踏襲しつつ、各テーマが示す内容について再定義することにより、各施策を通して目指すべき状況をより明確しました。また、子どもの目線を取り入れた、各方針を象徴するキャッチフレーズを添えることにより、次期プランに関わる全ての人々が共有の目標イメージを持ちやすくしました。

(2) 施策推進のための四つの基本方針

本プランでは、プラン 2018 の取組における成果・課題や近年の社会状況の変化により生じた課題を踏まえつつ、今後の特別支援教育に関する施策を進めていくうえでの基本的な方針を以下の四つに定め、基本理念の実現を目指します。

基本方針Ⅰ ふかめる

わかってくれて ありがとう!



あなたのことも おしえて!

多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校・地域を目指します。

基本方針Ⅱ たかめる

せんせい! わかるっぴのいいね!



学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学びにつなげます。

基本方針Ⅲ つくる

あったらいいな！



あってよかった！

持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。

基本方針Ⅳ つなぐ

いつでも！



だれとでも！

どこでも！

学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します。

(3) SDGs との関連

本プランの上位計画である「仙台市教育構想 2021」では、本市の教育施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連について以下のように示しています。今後、本市の特別支援教育では、プランに関わる全ての人とのパートナーシップを強化し、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進するとともに、様々な教育的ニーズに応じた教育機会を提供することを通して、障害のあるすべての子どもに、個別最適な学びを保障し、生涯学習につながる支援を行っていきます。

全体に関連する項目



＜目標 4＞
質の高い教育をみんなに



＜目標 17＞
パートナーシップで
目標を達成しよう

本プランと関連の深い項目



＜目標 10＞
人や国の不平等を
なくそう



＜目標 16＞
平和と公正をすべての
の人に

(4) 育てたい子ども像

プラン 2018 で掲げた育てたい子ども像である、「認め合い、学び合う仙台の子ども」を、本プランにおいても継承します。人と人々が相互に認め合うためには、自分自身に対する自己肯定感、他者への安心や信頼など、心の豊かさを保つことが大切です。また、共に学び合うことは、子ども自身の自尊心や自己有用感を培い、学びへの意欲を高めることにもつながっていきます。これらの育みの中で、自己選択・自己決定の力やその人なりの自己発信、自己表現力を養い、「仙台市教育構想 2021」が掲げる「たくましく、しなやかに自立する人」の育成につなげていきます。

(5) 目指したい学校の姿

本市の特別支援教育が目指す基本理念である「大切なひとり 共に生きるみんな」を実現していくためには、学校が中心となり、その推進役を果たす必要があります。本市立学校園の全ての教職員が本プランの趣旨を踏まえ、本人・保護者、地域のニーズに応える、安心・安全な学校環境づくりを推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりが必要な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させられるように努めます。

また、教員一人ひとりが、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上、生活上の困難について子ども一人ひとりの立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、子ども自らが合理的配慮を意思表示できるように促していくような取組を進めていきます。

(6) 目指したい地域の姿

特別支援教育においては、障害のある子ども一人ひとりが、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を生かしながら、様々な生活場面で持てる力を最大限に発揮していくことを通して、生涯学習への意欲も高めていくことが大切です。障害の有無に関わらず、子ども一人ひとりが安心して日常的な地域交流を行いつつ、生涯を通してスポーツ、文化芸術活動等に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、障害のある子どもを取り巻く地域に、より多くの理解の輪を広げ、共生社会の実現を目指していくことが望まれます。

3 本プランの全体像

仙台の特別支援教育が目指すもの
大切なひとり 共に生きるみんな

認め合い、学び合う仙台の子ども

わかっていて ありがとう！



あなたのことも おしえて！

- A 児童生徒における相互理解の促進
- B 教職員における障害理解・障害者理解の促進
- C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

せんせい！ わかるっついのいいね！



- D 教員の指導力・専門性の向上
- E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実
- F 実践的研究の推進



ふかめる

多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校・地域を目指します。

たかめる

学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学びにつなげます。

つなぐ

学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します。

つくる

持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。

あったらいいな！



あってよかった！

- G 教育課程の適切な編成及び運用
- H 特別支援教育に関する教育環境の整備（基礎的環境整備と合理的配慮の提供）
- I 新たに現出する課題への対応

だれとでも！

いつでも！



どこでも！

- J 切れ目のない一体的な支援の実現
- K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援
- L 本プランの理念の共有

4 施策の体系

基本方針		施策
基本方針Ⅰ ふかめる	多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校・地域を目指します。	A 児童生徒おける相互理解の促進
		B 教職員における障害理解・障害者理解の促進
		C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進
基本方針Ⅱ たかめる	学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学びにつなげます。	D 教員の指導力・専門性の向上 - 1 すべての教員 - 2 特別支援学級担任・通級指導教室担当者 - 3 特別支援学校教員 - 4 管理職 - 5 特別支援教育コーディネーター
		E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実
		F 実践的研究の推進
		G 教育課程の適切な編成及び運用
基本方針Ⅲ つくる	持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。	H 特別支援教育に関する教育環境の整備(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)
		I 新たに現出する課題への対応
基本方針Ⅳ つなぐ	学校・家庭・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します。	J 切れ目のない一体的な支援の実現
		K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援
		L 本プランの理念の共有

事業	具体的取組の例
1 各教科等での理解促進	特別の教科「道徳」の教材等/心のバリアフリー
2 交流及び共同学習の推進	推進事業/ココロスクール/ともに生きるプログラム/オンラインによる交流や間接交流
3 居住地校交流の推進	
4 校内での情報共有	
5 関係機関との情報共有による多角的な児童生徒理解の推進	児童生徒の理解・支援に関する校内会議/関係機関との支援者会議/特別支援教育推進資料
6 特別支援教育推進資料等による理解促進	
7 特別支援教育の理解促進	
8 障害のある児童生徒の地域交流の推進	私たちの作品展/特別支援教育フェスティバル/★とも生きアート展/★本プラン分かりやすい版
9 本プランの積極的広報	
10 特別支援教育の基本的理解の推進 (D-1)	特別支援教育課だよりONE POINT/特別支援教育推進資料(B再掲) /指導補助員配置申請校訪問/フレッシュ先生研修/中堅教諭等資質向上研修
11 特別支援教育の視点を持った学級経営・授業づくりの推進 (D-1)	
12 校内外の教育資源を活用した課題解決力の向上 (D-1)	指導主事学校訪問/パワーアップサポート事業/発達相談支援センターと連携した取組/国立特別支援教育総合研究所研修の受講/OT・PT・STの学校派遣/特別支援学級新任担任研修/通級指導校連絡会/通級担当者研修会/特別支援学校教諭免許状の取得推進/★障害の重い児童生徒が在籍する特別支援学級への訪問指導に関する事業
13 特別な教育課程の編成及び個別の教育支援計画等の作成方法の習熟 (D-2)	
14 様々な障害理解と障害特性に応じた指導を行う力の向上 (D-2)	
15 障害のある児童生徒の保護者への質の高い支援 (D-2)	
16 同職種と情報共有する機会の充実 (D-2)	
17 幅広い知識と技能の習得 (D-3)	
18 専門的な知見を活用した指導実践 (D-2、D-3)	
19 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実 (D-3)	
20 特別支援教育を踏まえた学校経営 (D-4)	新任校長研修/二年度校長研修/新任教頭研修
21 専門性を蓄積していく校内の仕組みづくり (D-4)	
22 校園内における特別支援教育の推進 (D-5)	特別支援教育コーディネーター養成研修・向上研修
23 ICT活用技術の向上	ICT支援員の活用/看護師の配置/巡回指導医訪問/専門家チーム・巡回相談等/OT・PT・STによる学校訪問/★障害の重い児童生徒が在籍する特別支援学級への訪問指導に関する事業
24 医療的ケア児への支援の充実	
25 発達障害児教育検討専門家チーム等の活用	
26 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の活用	
27 大学との連携による実践研究の推進	読み書き支援に関する大学との連携推進事業/実践研究協力校
28 実践研究協力校の更なる推進と工夫	
29 小中学校特別支援学級における適切な教育課程の編成	教育課程の年度始届出/★鶴谷特別支援学校の教育課程ヒアリング/教育課程説明会・連絡協議会/★授業づくり訪問
30 特別支援学校における社会的ニーズを踏まえた教育課程の編成	
31 評価と指導を一体化させた授業づくりの推進	
32 就学支援体制の充実	入学ガイダンス・教育相談会/就学支援の手引き/巡回指導モデル校連絡会/院内学級連絡会/病気療養児に対する遠隔教育推進事業/★高校通級に関するリーフレット/指導補助員、指導支援員、介助員、30時間講師の配置
33 通級による指導体制の充実	
34 入院中の児童生徒への教育機会の確保	
35 医療的ケア児の支援体制の充実	
36 高等学校等における特別支援教育体制の整備	
37 多様な教育的ニーズに対応するための教育環境の整備	
38 教育委員会による調査及び検討の実施	★新たな課題に対する対応策の検討
39 各ライフステージにおける切れ目ない支援の実施	サポートファイル/個別の教育支援計画・個別の指導計画/仙台中高連携サポートシート/各コーディネーター及びいじめ対策担当教諭等の連携/コーディネーター地区別連絡協議会/教育と福祉の連絡調整会議/仙台市青少年対策六機関会議/
40 各生活場面における一体的な支援の実施	
41 各施策をつなぐ部局間の連携強化	
42 特別支援学級・特別支援学校と労働関係機関等との連携の推進	★職場実習・就業体験の事例の共有/仙台自分づくり教育/余暇活動支援
43 仙台自分づくり教育の推進	
44 生涯学習に関する情報提供の充実	
※本プランの積極的広報 (C-9再掲)	★本プラン分かりやすい版 (C再掲)

第5章 各施策及び具体的取組

わかってくれてありがとう！

基本方針1

ふかめる



あなたのこともおしえて！

多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校・地域を目指します。

施策

- A 児童生徒における相互理解の促進
- B 教職員における障害理解・障害者理解の促進
- C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

A 児童生徒における相互理解の促進

- 1 各教科等での理解促進
 - ・ 特別の教科「道徳」の教材や人権教育資料等を用いて、障害理解や差別解消に関する内容を扱っていきます。
- 2 交流及び共同学習の推進
 - ・ 学校が障害理解や障害者理解などの相互理解を深める取組を充実させられるように、「心のバリアフリー推進事業」や「ともに生きるプログラム」、「ココロンスクール」などの事業のほか、障害理解教育に関する既存の社会資源等に関する情報発信も行っています。
- 3 居住地校交流の推進
 - ・ オンラインや間接交流など新しい生活様式を踏まえた居住地校交流を推進していきます。
 - ・ 鶴谷特別支援学校の居住地校交流においては、これまで行ってきた通常の学級や特別支援学級との交流を更に充実させていきます。

B 教職員における障害理解・障害者理解の促進

- 4 校内での情報共有
 - ・ 学校が年度始め等に行う児童生徒の理解・支援に資する情報交換会や適宜行うケース会

等において、在籍児童生徒の障害をよりよく理解することに努めます。また、日常的に障害のある児童生徒の話題を教員同士が共有するなど、日々の情報交換を活性化させ、身近なところから障害理解を深めていきます。

5 関係機関との情報共有による多角的な児童生徒理解の推進

- 保護者の了解のもと支援者会議等において関係機関から得られた情報を校内で適宜共有し、障害理解ついて多角的な視点から捉えられるように努めます。

6 特別支援教育推進資料等による理解促進

- 教育委員会が作成する「特別支援教育推進資料」等を活用し、教職員一人ひとりが障害理解を深めていきます。

C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

7 特別支援教育の理解促進

- 市民団体と教育委員会が共催している「私たちの作品展」を継続するとともに、新たな取組としての「特別支援教育フェスティバル」を充実させ、市立小中学校、特別支援学校に在籍する児童生徒の作品展示及び理解啓発に関する情報発信を通して、保護者や市民の理解を深めます。

8 障害のある児童生徒の地域交流の推進

- より身近な地域において、障害のある児童生徒と市民との交流の接点を作ることで、特別支援教育を含めた障害理解を推進していけるように、学校、地域、教育委員会が連携した取組（「とも生きアート展」）を行います。

9 本プランの積極的広報

- 本プランの趣旨を、「特別支援教育推進プラン 2023 分かりやすい版」により広く市民に伝えることで、本市の特別支援教育の理解者を増やし、子ども一人ひとりが安心して過ごせる学校や地域になるよう努めます。



学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学びにつなげます。

施策

D 教員の指導力・専門性の向上

- 1 全ての教員
- 2 特別支援学級担任・通級指導教室担当者
- 3 特別支援学校教員
- 4 管理職
- 5 特別支援教育コーディネーター

E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実

F 実践的研究の推進

D 教員の指導力・専門性の向上

10 特別支援教育の基本的理解の推進（D-1）

- ・障害の特性等に関する理解と指導力を高め、個別の教育支援計画や個別の指導計画に関する基礎的な知識を身に付けていけるよう取り組んでいきます。
- ・障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、児童生徒の立場から必要な支援を一緒に考え、児童生徒自らが合理的配慮を意思表示できるようにしていく視点を持った取組を促していきます。

11 特別支援教育の視点を持った学級経営・授業づくりの推進（D-1）

- ・上記 10 の視点を持った取組を、多様な教育的ニーズをもつ児童生徒がいることを前提とした学級経営、授業づくりに生かしていけるよう取り組んでいきます。

12 校内外の教育資源を活用した課題解決力の向上（D-1）

- ・対応に苦慮する場合などに、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級による指導の担当教師、スクールカウンセラー等に相談したり、必要に応じて関係機関等に対して専門的な助言を求めたりするなどして、自ら主体的に課題を解決しようとする姿勢を促していきます。

- 13 特別な教育課程の編成及び個別の教育支援計画等の作成方法の習熟（D-2）
- ・特別な教育課程の編成方法や個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法に関する専門性を身に付けることができるようにしていきます。
- 14 様々な障害理解と障害特性に応じた指導を行う力の向上（D-2）
- ・パワーアップサポート事業を通して、児童生徒が示す学習上または生活上の困難の背景理解に努めながら、障害特性を踏まえた的確な指導・支援を行うことができるように促していきます。
 - ・発達相談支援センターと連携し、通級指導教室担当教師等の資質向上を目指した取組を行っていきます。
- 15 障害のある児童生徒の保護者への質の高い支援（D-2）
- ・教育相談や授業参観等を通して、担任等と保護者が協働して子どもを支援する環境を整えるとともに、卒業後の進路選択や社会資源に関する正確な情報を適時適切に保護者に提供できるようにしていきます。
- 16 同職種と情報共有する機会の充実（D-2）
- ・各学校の特別支援学級担任や通級による指導を担当する教師の人数は少ないことから、指導・支援の方法について情報を共有する機会の充実を図り、専門性を高められるようにします。
- 17 幅広い知識と技能の習得（D-3）
- ・鶴谷特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の取得を推進し、免許状保有率を高めるとともに、より専門的な知識や経験の充実を図ります。
- 18 専門的な知見を活用した指導実践（D-2、D-3）
- ・国立特別支援教育総合研究所主催の指導者研修に鶴谷特別支援学校教員等を派遣し、学校全体の専門性向上につなげます。
- 19 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実（D-3）
- ・現在行っている市立小中学校からの要請に基づく OT、PT、ST の学校訪問や、教員向け研修を継続します。
 - ・障害の重い児童生徒が在籍する特別支援学級を訪問し、鶴谷特別支援学校が有するノウハウを生かした助言や支援を行うなどの取組を検討していきます。
 - ・WEB 配信を利用した研修等を充実させるとともに、受講者のニーズに応じた研修内容の見直しを図り、センター的機能を更に充実させていきます。
- 20 特別支援教育を踏まえた学校経営（D-4）
- ・新任校長研修、二年次校長研修等を通して、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラムマネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携して、特別支援教育を推進していけるように促します。
- 21 専門性を蓄積していく校内の仕組みづくり（D-4）

- ・新任教頭研修等を通して、校内の特別支援教育推進について、担当教師と他の教師が協働する形の校内体制を整えるなど、年度が替わっても校内の専門性が維持、蓄積されるような仕組みづくりを推進していきます。

22 校園内における特別支援教育の推進（D-5）

- ・各校園において特別支援教育を推進し、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う特別支援教育コーディネーターについて、今後も毎年一定数を新規に養成していきます。また、特別支援教育コーディネーター向上研修についても中長期視点を持って計画的に実施していきます。
- ・今後、教員の世代交代が進行すると予想されることから、学校規模等に応じた受講者の推薦基準を適宜見直すなど、安定的に次期特別支援教育コーディネーターを養成できるように工夫します。

E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実

23 ICT 活用技術の向上

- ・ICT が学習指導という側面にとどまらず、障害者の社会参画の促進に寄与する重要かつ必要不可欠なツールであることを踏まえ、専門的な知見を有するICT支援員の支援を得ながら、一人ひとりの児童生徒の障害の状態に応じてICTを有効に活用した教材の作成や授業づくりを推進していきます。
- ・各学校に対して、適宜デジ教科書の活用や個人タブレットの校内持ち込みに関する情報提供を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援を推進します。

24 医療的ケア児への支援の充実

- ・市立学校（園）に在籍する児童生徒のうち、毎日の授業時間帯に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校における学習及び宿泊学習支援を行う看護師を配置し、学校における安全で安心のできる学習環境を整えます。
- ・看護師が安全で安心のできる医療的ケアを日々提供できるようにするため、巡回指導医による看護師配置校訪問を充実させていきます。
- ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるように、より個別のニーズに合わせた看護師の勤務の在り方について検討します。

25 発達障害児教育検討専門家チーム等の活用

- ・発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について指導・助言を行うため専門家チームや巡回相談員を派遣します。

26 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の活用

- ・障害の重い児童生徒が学ぶ特別支援学級を訪問し、鶴谷特別支援学校が有する指導のノウハウを生かした助言や指導を行うなどの新たな取組を行います。（D-9再掲）

- OT、PT を市立学校園に派遣し、各校園での取組について指導・助言を行います。
- ST を市立小中学校特別支援学級に派遣し、各校での取組等について指導・助言を行います。
- 小学1年生、小学4年生、中学1年生の児童生徒が在籍する全ての肢体不自由特別支援学級にOT又はPTを派遣し、当該児童生徒への適切な指導、支援につなげていきます。

F 実践的研究の推進

27 大学との連携による実践研究の推進

- 大学との連携により、読み書きに困難を示す児童生徒への支援について実践的な研究を推進していきます。得られた成果は、通級指導教室等の実践において有効に活用していきます。

28 実践研究協力校の更なる推進と工夫

- 特別支援教育実践研究協力校の取組について、更に効果的に教員の指導力向上につなげられるような取組の工夫を行っていきます。

あったらいいな！



あつてよかった！

基本方針3

つくる

持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。

施策

G 教育課程の適切な編成及び運用

H 特別支援教育に関する教育環境の整備(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)

I 新たに現出する課題への対応

G 教育課程の適切な編成及び運用

29 小中学校特別支援学級における適切な教育課程の編成

- 教育課程に関する年度始め調査に基づき、指導主事等による指導助言を行い、各学校が児童生徒の実態を踏まえた適切な教育課程を編成し、運用できるよう努めます。
- 教育課程研究協議会を実施し、情報交換や協議等を通して、教員一人ひとりが指導内容や方法の工夫を行い、授業力を高めていけるようにします。

30 特別支援学校における社会的ニーズを踏まえた教育課程の編成

- 鶴谷特別支援学校の教育課程について個別にヒアリングを行うことで、教育課程の改善を図るとともに、学校が目指すスクールミッションやスクールポリシーの共有化を図り、学校の取組を支援する体制を強化します。
- 将来の自立と社会参加を見据え、作業学習の充実や進路指導の質の向上を図るとともに、主権者教育や消費者教育、生涯学習につながる余暇活動等の支援の充実を図ります。

31 評価と指導を一体化させた授業づくりの推進

- 指導主事等が各特別支援学級を計画的に訪問し、評価と指導を一体化させた授業づくりを推進できる体制を作ります。

H 特別支援教育に関する教育環境の整備(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)

32 就学支援体制の充実

- 仙台市就学支援委員会における審議方法や審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅

速化を図ります。

- 毎年度当初に、「校内就学支援事務説明会」を実施するとともに、教育委員会が「就学支援の手引き」を作成、配布し、就学支援事務の円滑な実施を継続していきます。
- これまで実施してきた障害のある新就学児の教育相談会については、参加者数の増加に対応した相談会の持ち方（日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等）を工夫していきます。
- 次々年度に就学を迎える幼児の保護者を対象とした「入学ガイダンス」の実施、保育所等の職員に対する説明や関係資料の提供等の機会を確保し、円滑な就学支援につなげます。

33 通級による指導体制の充実

- 令和3年度からモデル校において実施している巡回方式による指導を展開し、「巡回指導モデル校連絡会」での協議等により、適宜その効果を検証しながら、自校通級、他校通級の活用も含め、通級指導教室の整備を進めていきます。

34 入院中の児童生徒への教育機会の確保

- 入院前に在籍していた学校と入院時に在籍する院内学級(分校)の本校との間で、切れ目のない学びが実現するよう、教育課程の連続性や柔軟かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫改善を行います。
- 病気療養のために入院している児童生徒に対する遠隔教育について、学校、病院、との連携を図りながら、よりより在り方を検討し、必要に応じて改善につなげます。

35 医療的ケア児の支援体制の充実

- 教育委員会が作成している要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業に関する学校向け冊子を、絶えず実態に即した内容に改訂していきます。
- 看護師の計画的かつ適切な異動が行い、業務に対する看護師の意欲の維持、向上に努めます。

36 高等学校等における特別支援教育体制の整備

- 中学校段階から、対象となる生徒や保護者に対して、リーフレットなどによる通級による指導のシステムに関する情報提供を行い、潜在的なニーズを持つ生徒が入学後に適切な支援に結びつくように支援します。
- 各学校において特別支援教育に関する各種研修を実施し、教員の理解促進を図ることを通して、支援体制の整備を図ります。

37 多様な教育的ニーズに対応するための教育環境の整備

- 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の学習や学校生活を補助する特別支援学級指導補助員を配置し、学校が当該児童生徒への効果的な指導・支援を行えるようにします。
- 特別支援学級における学級担任等の指導・支援を補助する特別支援学級指導支援員を配置し、学校が当該特別支援学級への効果的な指導・支援を行えるようにします。
- 通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒に対して、特別支援教育介助員を配置

- し、学校が当該児童生徒への効果的な指導・支援を行えるようにします。
- 教育委員会内に配置している指導看護師の業務内容を整理、明確化し、医療的ケアを必要とする児童生徒の多様な教育的ニーズに応えます。
 - 初めて配置された上記職員や継続して任用された上記職員に対する研修を行い、子どもを取り巻く教育環境としての人員配置の体制をより充実させます。
 - 必要に応じて障害のある児童生徒の転入学・進級等に伴う教室環境の整備を行い、安全で、安心した学校生活を送れるようにします。

I 新たに現出する課題への対応

38 教育委員会による調査及び検討の実施

- 社会状況の変化や法令の改正等により、新たな課題が生じた場合には、教育委員会に置いて速やかに情報収集及び研究に努め、事業化の有無を含めた検討を行います。

基本方針4

つなぐ



学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します。

施策

J 切れ目のない一体的な支援の実現

K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援

L 本プランの理念の共有

J 切れ目のない一体的な支援の実現

39 各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施

- ・乳幼児の母子保健を担当する子供未来局が実施している「5歳児のびのび発達相談」等との連携により、支援を必要とする本人・保護者に対する就学に向けての情報提供を充実させます。
- ・保護者が専門機関と一緒に作成するサポートファイル等を積極的に活用し、就学後の支援が円滑かつ適切に行われるようにします。
- ・各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用状況を把握し、引継ぎに関する好事例等を収集、周知することで、更なる活用に向けた取組を促していきます。
- ・仙台中高連携サポートシートの活用事例を増やし、高等学校等への引継ぎの充実に図ります。

40 各生活場面における一体的な支援の実施

- ・校内における特別支援教育コーディネーターや不登校支援コーディネーターと、いじめ対策推進教師との連携を推進し、障害のある児童生徒の多面的な理解に基づく支援の実施に努めます。
- ・市立学校園の特別支援教育コーディネーターが一堂に会して情報交換や研修等を行う「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園職員や放課後等デイサービス事業所職員等と情報交換や合同研修会を実施し、特別な配慮を要する子どもの一体的で継続的な支援を行えるように努めます。

41 各施策をつなぐ部局間の連携強化

- 教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが相互に連携し、定期的
に実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等の諸会議や
日常的に行う情報交換の充実を図り、現行の施策の調整や改善を図っていきます。
- 仙台市青少年対策六機関会議において、障害のある児童生徒をめぐる様々な教育課題等
について情報交換を行い、相互に連携した円滑な業務の遂行を図ります。

K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援

42 特別支援学級・特別支援学校と労働関係機関等との連携の推進

- 各学校で実施している就業に対する体験学習について、事例を共有することにより市立
中学校や特別支援学校における進路指導の充実を図ります。
- 鶴谷特別支援学校高等部生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた就労体験実習を行え
るように、労働関係機関との連携を強化するとともに、教育委員会での実習の受入れも
行っていきます。

43 仙台自分づくり教育の推進

- 小中学校特別支援学級及び特別支援学校において、学校卒業後を見据え、文化・芸術・
障害者スポーツ等、生涯学習につながる学習を積極的に推進します。
- 障害の軽重にかかわらず、全ての教育活動を通して児童生徒一人ひとりの自己選択、自
己決定の力を伸長するとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、生涯学習への意欲の
向上につなげます。

44 生涯学習に関する情報提供の充実

- 本人・保護者が生涯学習に関する社会資源に容易にアクセスできるよう、関係機関と連
携した情報提供の充実を図ります。

L 本プランの理念の共有

※ 本プランの積極的広報（C-9再掲）

- 本プランの趣旨を、「仙台市特別支援教育推進プラン 2023 分かりやすい版」により
広く市民に伝えることで、本市の特別支援教育の理解者を増やし、子ども一人ひとりが
安心して過ごせる学校・地域になるよう努めます。

第 6 章 本プランの推進にあたって

1 本プランの達成状況の点検及び評価

本プランにおける施策については、定期的に点検・評価を行い、達成状況を確認しながら、着実な遂行に努めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の項目としている施策については、その点検・評価を活用していきます。

2 多様な主体とのパートナーシップの強化による取組の推進

障害のある児童生徒の育ちには、その生活をとりまく教育、医療、保健、福祉、労働等の各機関や各関係団体が関わっています。プランの推進にあたっては、これらの機関、団体と連携・協働しながら進めてまいります。特に庁内において、健康福祉局や子供未来局と密接に連携し、情報共有を図りながら取り組んでいきます。

3 課題やニーズに応じた的確な対応

国の動向や本市の特別支援教育の状況変化に応じて、課題や新たなニーズが生じた場合には、情報を整理し、施策について検討するなどの的確な対応に努めていきます。

資料編

今後、各種データを挿入する予定です